1.　議　事　日　程（３日目）

（平成25年那智勝浦町議会第３回定例会）

平成25年９月11日

９　時　開　議

於　議　場

日程第１　認定第１号　平成24年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第２　認定第２号　平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第３　認定第３号　平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第４　認定第４号　平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第５　認定第５号　平成24年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第６　認定第６号　平成24年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第７　認定第７号　平成24年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第８　認定第８号　平成24年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第９　認定第９号　平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第10　認定第10号　平成24年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第11　認定第11号　平成24年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第12　認定第12号　平成24年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について…… 109

日程第13　認定第13号　平成24年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について…… 109

日程第14　認定第14号　平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について…… 109

日程第15　報告第12号　健全化判断比率の報告について…… 151

日程第16　報告第13号　公営企業会計に係る資金不足比率の報告について…… 153

2.　出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男
３番	下　﨑　弘　通	４番	森　本　隆　夫

５番	曽根和仁	６番	湊谷幸三
７番	田中幸子	８番	東　信介
１０番	山縣弘明	１１番	中岩和子
１２番	引地稔治		

3.　地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	寺本眞一	教育長	笠松昭紀
消防長	中嶋秀和	参事（総務課長）	藪本活英
総務課新病院建設推進室長	浪花　潔	会計管理者	久原章功
病院事務長	八木敦哉	税務課長	城本和男
住民課長	玉井弘史	福祉課長	福居和之
観光産業課長	松下安孝	建設課長	橋本典幸
水道課長	藪根敏夫	教育次長	瀧本雄之
総務課副課長	矢熊義人		

4.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	伊藤善之
事務局主査	寺地　強
事務局副主査	脇地　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時00分　開議

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第　１　認定第　１号　平成２４年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　２　認定第　２号　平成２４年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　３　認定第　３号　平成２４年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　４　認定第　４号　平成２４年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　５　認定第　５号　平成２４年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　認定第　６号　平成２４年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　７　認定第　７号　平成２４年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　８　認定第　８号　平成２４年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　９　認定第　９号　平成２４年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　認定第１０号　平成２４年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　認定第１１号　平成２４年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　認定第１２号　平成２４年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　認定第１３号　平成２４年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について

日程第１４　認定第１４号　平成２４年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（森本隆夫君）　日程第１、認定第１号平成24年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第14号平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題とします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第１号一般会計についての質疑を行います。

まず、款１町税９ページから款21町債42ページまでと、１ページから８ページの歳入の部分を含めて質疑を行います。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点お尋ねをいたします。

29ページの歳入のところなんですけど、青年就農給付金補助金というのがございます。これ以前にこういうふうなはまだ見かけてなかったんですけど、今回このふうな収入が入っております。また、後ろのほうでもありますんですけど、これについてちょっと御説明のほどをお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答え申し上げます。

青年就農給付金につきましては、昨年度から実施しました事業でございまして、45歳以下の独立経営を開始した青年農業者に対し給付金を交付するもので、年額150万円となっております。本町の昨年度の場合、後半の半年分を５人の方が受給されております。そのため75万円の５名で375万円となっております。これは100％国の補助でございまして、その金額を受け入れまして、対象者に給付するものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　この対象者というのの規定とかというんか、どういうふうな方とか、またそれが何年、１年限りにその方に補助が出るんか、それとも何年間とかというふうにして、そういうふうなことはあるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　これにつきましては、各地域により営農計画を立てた中で、その方をそういう主要な農業者と位置づけた各地域の計画に上げることが必要となってきます。そして、これにつきましては事業開始から５年間と、給付の期間については、事業開始から５年間となっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　そしたら、これは専業農家の方とか、そういうふうなことが決まりとか、そういうふうなんがあるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　これにつきましては、営農を専業的にやる農家という位置づけになっております。そして、５年間の営農計画を出していただきまして、その上で認定させていただきます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　17、18ページの体育文化会館使用料、今年度、24年度で1,213万2,560円収入があるんですけども、昨年から見たら403万9,485円ふえております。それで、ふえることは大変いいんですけども、このふえた内容、どういうことでふえたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　ただいまの質問にお答えいたします。

体育文化会館の使用料の収入の要因ということでございますが、体育文化会館の使用料につきましては、前年度と比較しまして403万9,485円の増加となっております。これは利用回数で見ますと、昨年1,073回に比べまして1,250回と177回の増加を見ております。この要因にいたしまして考えられることは、一昨年まで役場関連の事業で使っておる場合に減免という措置をしておったわけでございますが、体育文化会館の運営そのものも赤字であるということもございますし、いろいろな本来減免が適正かどうかという部分もいろいろ考慮しまして、役場関連の事業につきましても、予算措置をしまして、それにより使用料という形で役場内の予算から役場内の予算に支出という形になりますけども、予算措置をしていこうということで、役場内の調整をさせていただきました。それによる増加が52回、168万805円となっております。その他につきましては、全体の1,250回のうち1,198回の使用がございまして、それにつきましては1,045万1,755円と、実際役場の使用につきまして収入として目に見える形で52回が上がってきておりますけども、全体的な使用がふえてきまして、この400万円の増収となったと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　努力された中で、120回他の団体からの利用ということで1,000万円ちょっとふえたと。ただ、役場内で52回の回数で168万円ほどの収入を得ているということなんですけども、これは同じ一般会計の中で歳入と歳出でキャッチボールしている状態なんですね、やりとりしている状態。ですから、一般会計の歳出がこれだけの分がふえて、その分体育文化会館の歳入がふえるという。役場の中でのやりとりの中で、ちょっと言葉では悪いんですけども、水増ししているような感じも受けるんですけども、ちょっとこれ、体育文化会館のこの使用規則の中にも、施行規則ですね、減免規定というのがあるんですけども、そうした中でこれ、同じ町の中で同じ歳入と歳出で、こっちから出してこっちへ入れると、そしたら予算規模がそれだけ大きくなるだけであって、何ら有効な手だてといいますか、そういう体育文化会館の使用料がふえても同じことじゃないかと思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

これにつきましては、昨年も課内でいろいろ協議しております。その中で、やはり町の施設

の使用に当たって、役場の中で会計の予算措置して、同じ財布の中でやりとりして水増しということは、一方の側面からはそういう面もあるかもしれませんが、予算措置をすることによって、確かな減免措置ですか、減免の規定に合った減免の取り扱いをさせていただく、そしてそれまで関連行事として役場の行事以外でも、あるいはほかの団体からの行事を役場の関連行事として減免していた分もございますので、その辺の明確なすみ分けをするということで、こういう役場の事業につきましても予算措置の中で運営していくということで、皆さんに各課の課長さんに了解いただきまして、このような形で徴収しているものでございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　各課の課長さん方は予算をつけてくれるから支払いなさいと、そらもう予算査定の中で言うてくれたらそらもうつけますよね。ただ、つけてもらった金が歳入へまた戻すという形なんですね。ですから、一般会計の予算規模がただふえるだけの話なんで、この都市公園条例施行規則の中の第８条に使用料の減免申請というのがあって、第１号が学校教育法、第１条に規定する町内の学校が学校教育として利用するとき、これは減免ですよね。ほいで、その後の第２号に、その他町長が必要と認めるときという規定があるんですね。ですから、ただこれを利用して役場の関連の使用する場合は、減免申請を出してもらって減免すると、そういう扱いでよろしいんじゃないんでしょうかね。見た感じ同じ中で歳入と歳出のやりとりだけしかとしか思えませんのでね。ただ、選挙の場合、国政選挙とか県の選挙の場合は、使用料、交付金でくれますんで、そういう場合は使用料はいただくと、減免しないというようなことであって、町内の、町の一般財源の中から出すという、そういうものについては減免すると、そういう扱いでよろしいんじゃないかと思うんですけどね。体育文化会館の当初の目的は、大規模誘致とか、大規模イベント、そういうような誘致をするというような目的で建ててますんで、ですからそういう168万円使用料上がってますけども、これについては減免するような考え方ではいかがなもんなんでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

担当課長が言うた、前任の課長のときにこれ決定したもんなんですけれども、その当時、行政との絡みの中で使用許可をとってきたときのやり方ということがあったんで、それをなくすために、純粋なものの仕分けということからしたら、行政ももうこういうふうにして使用料を取ったほうがわかりやすいんやないかというような感じで報告受けたと思うんですけれども、そういう面では議員おっしゃるように、出取りの同じところであるというのもあるんですけれども、ある部分で、極端に言うと、町内のスポーツ関連の人間が申請すると、主には町外の方が使用するという部分に入ったるときとかいろいろこうあるんですけども、そういう場合でもいろいろと議論した中では、行政もきっちりとその部分も払って使用しているというふうがわかりやすいんじゃないかということだったと思うんです。それは会計処理上からいくと、当然同じ財布なんでということだったんですけれども、そういう意味でこれ決定したと思うんですけど。それで、今後ももう一回また部内でも検討させて、どっちの方向がええかということは

また今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　町債のことでちょっとお伺いしたいんですけど、たしか全部で、40ページです。ページで町債あれなんですけど、たしか説明のときに総額で、24年度末の町債の総額がたしか87億円って言ってましたか。あと前年度と、22年度と23年度の町債のもし金額が残高がわかったら教えていただきたいのと、あと資産の22年、23年、24年度の町資産が町債の額とどんなけふえたあるかが聞きたいのと、あと基金残高、今回で24年度終わりで基金残高が合計22億円とかなんかおっしゃったんですけど、それも過去２年のやつもちょっともしわかったら教えていただきたいんですが、お願いします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まずは町債の残高ですけども、24年度末残高につきましては71億2,982万454円となってございます。ほんで、24年度におきましては、そのうち６億8,742万円借り入れしてございます。それと、23年度末でございますが、町債の残高が67億3,512万9,896円となってございます。24年度におきましては、元金の償還、利子等、ほんで新たな借り入れ等がございまして、先ほど申し上げました未償還残高が71億2,982万454円となってございます。それ以前の残高につきましては、ちょっと手元に資料を持ってございませんので、24年度末、23年度末の金額を報告させていただきます。それと、基金の残高でございますが、こちらにつきましては24年度末現在高、これはあくまで一般会計ベースでございますけども、22億6,957万4,129円となってございます。これに特別会計の分、土地開発基金の資産の分を合算しまして、那智勝浦町全体といたしましては26億1,624万1,676円の基金の積み立て現金がございます。それに対応しまして、23年度末現在の基金の残高ですけども、一般会計におきましては18億5,495万7,329円、同じように特別会計、土地開発基金の残高を合算いたしまして、合計では22億7,458万4,853円となってございます。もう一年前の22年度末におきましては、一般会計におきまして18億7,285万2,759円、同じように特別会計、土地開発基金の残高を合計いたしますと、那智勝浦町全体におきましては22億9,204万5,010円となってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　あとは町資産の増加というのはわかりますか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　申しわけございません。ちょっと先ほど答弁が漏れてたようで、資産の増加ということで、こちらのほうはお手元に配付させていただいてます財産に関する調書、こちらのほうに記載させていただいております。24年度中の移動でございますが、土地につきましては、地籍でいきますと、財産に関する調書の４ページのほうになってございます。これは一般会計でございますけども、土地につきましては、面積におきまして505平方メ

ートル減少いたしまして、1,113万6,225平方メートルの土地を所有してございます。建物につきましては、前年度と異動はございません。建物の延べ面積におきましては、24年度末におきまして９万757平方メートルということになってございます。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　申しわけございません。追加で補足説明をさせていただきます。資産の増減ですけども、先ほど24年度で505平方メートルの土地の増加ということで御説明させていただきましたが、その内訳としまして、紀伊半島大水害記念公園用地としまして347平方メートルの土地を購入してございます。山林で1,086平方メートル減少しておりますが、これは災害復旧用の土地としまして県のほうに売却してございます。あと宅地、田、その他等で多少増減しておりますけども、これは町道の道路敷として寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　２点お尋ねいたします。

まず10ページ、町税と固定資産税それぞれ前年度よりも相当数増加しております。この要因としてもう一度考えられるところをお聞かせください。

続きまして40ページ、雑入の中の中ほど、太陽光発電売電料2,232円でございます。この記載されている数字について具体的に、この設置されている太陽光発電は何キロの発電出力で、買い取り価格は何キロワットで設定されていたものなのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　固定資産税についてのお尋ねでございますけども、調定額が９億6,532万560円、前年度に比べて5.1％の減額、収入済額につきましても７億7,914万1,689円、前年度と比べまして2,786万3,558円の3.5％の減額となっております。

以上でございます。

〔10番山縣弘明君「町民税」と呼ぶ〕

失礼いたしました。町民税でございますが、調定額５億4,713万4,152円、これにつきましても5.4％の減額、また収入済額につきましても５億719万2,190円、4.8％の減額となっております。調定額も減少しておりまして、収入済額も、徴収率は何とか保っておりますが、収入済額も減額となっております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

売電につきましては、この2,232円、これは１年分でございまして、ちょっと売電契約等、今詳しい資料を持ち合わせておりません。また確認して御報告したいと思います。これにつきましては、施設内での電力供給をまず行いまして、それの残った分の売電ということになります。光熱水費のうち、決算のうち光熱水費が昨年度より19万5,810円ほど減額となっておりま

す。この分につきまして、太陽光発電を取り入れた部分の効果は出ていると思います。使用量の増加の中で、光熱水費が下がっておりますので、そういう部分での効果は出ていると思います。施設の容量、そして売電の契約については確認してまた報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　済いません。質問に誤りがありました。町民税、固定資産税それぞれ不納欠損額が相当増加しておるようでございます。前年度と比較してそれぞれ約1,944万円――あ、昨年度が、それから固定資産税が約1,554万円だったのが、倍もしくは倍以上になっておるという状況でございます。その要因について、申しわけございません、お尋ねをいたします。

それから、太陽光発電、体育文化会館の施設でございますが、光熱水費とございます。22年度が実績を確認しましたところ約660万円となっておりました。それと比較すると逆にふえているわけなんですよね。どういうシミュレーションになっていたのか、それとこの実数との差異についてどのように考え捉えられているのかについてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　不納欠損についてのお尋ねでございます。平成24年度は3,755万6,100円と前年度よりも1,944万２円、93.2％の増となっております。これは説明もさせていただいたんですけども、平成23年度が台風12号の災害もありまして、不納欠損について十分な対応ができなかったこともあります。参考ではございますが、平成22年度、その前年なんですけども、不納欠損額は3,515万895円となっております。これまで町内の町村と比較して不納欠損が少ないほうでございまして、整理すべきものにつきましては、十分精査をいたしまして行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

先ほどの最初の御質問のほうの関西電力との契約等ですが、１キロワット24円で契約しております。そして、最大電力20キロワットということで契約しております。そして、設置当時のシミュレーションにつきましては、３年前の事業ですので、現在資料はちょっと手元に用意しておりません。早急に調べまして御報告させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　不納欠損の件でございます。ただいま御説明のとおり、整理すべきものは十分精査してというお取り組みでこれから今後とも継続してお取り組みいただきたいと思います。

お尋ねいたします。それぞれ不納欠損をされた要因として、この意見書を拝見いたしますと、生活困窮の事由とする割合が相当多く占められているかなと思われます。この税金につきましては、たしか自己破産しても納税は免責されないというのが法律上定められているのでは

なかったかなと思われます。そこで、お尋ねいたします。それぞれの不納欠損をされる中で、時効の中断でありますとか、預金や不動産等の差し押さえの実績はどのようになっておられるか、また不動産などの公売実績はあるのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　不納欠損についてのお尋ねでございます。不納欠損につきましては、やり方といたしまして、県と市町村の徴収強化研修会の中におきまして、租税管理の適正化のためのガイドラインというのを設けております。こちらに基づきまして行っております。それが県下の滞納処分の一応基準となっておりまして、本町においてもそれに基づいて整理をさせていただいております。差し押さえの状況でございますが、平成24年度中の差し押さえ中につきましては、件数としては86件、人数としては83件、差し押さえの保全数としては7,016万8,575円差し押さえをしております。これは24年度中に差し押さえをしたものでございます。それから、差し押さえと同時に換価できるものについては換価もやらせていただいております。平成24年度の換価と解除につきましては58件、人数につきましては57人、保全額につきましては6,042万7,515円を換価、解除しております。

なお、不動産公売が平成24年度ありました。実績として１件ございました。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　１点と言えば１点ですけど、先ほどの下﨑議員が減免についての質疑をされておりましたので、それに関連して、18ページの農林水産使用料、漁港使用料がどうのこうのというわけでもございませんが、この中で漁港使用料で429万5,193円計上されております。収納されております。ここは那智漁港については、条例どおり徴収しておるわけですね、条例どおり。だけども、宇久井漁港あるいは小金島漁港については減免措置をしておると。私はそこの話聞きますと、60％ぐらい減免してるんでしょうかね、40％でしょうかね。それは条例に基づいて町長が必要と認めるときというような減免規定の中で減免されておると。だけど、今県の管理漁港ありますね、あそこではこの減免措置がないんですね。だから、知事の考え方一つでもって減免されるということはないんですよ。あそこは大体１級から４級ぐらいまでの港湾の施設の状況を見て、１級から４級ぐらいの区分で分けてあって、１級は１メーターにつき幾ら、４級だったら幾らというようなそういう価格設定してあるんですね。県の担当なんかに減免措置ないんかという話をしますと、県条例には減免措置はありませんというような答えが返ってくるんですね。全体的なことですが、この使用条例とかいろんな条例の中で町長の減免措置がうたわれてあるわけなんですね、町条例については。ここらあたしも町長の意図的な、恣意的なとまでは言いませんけど、そういう考え方でもって幾らでもただにしたったり、半分にしたったり、４分の１にしたったりというような使用料ですね、減免できるというようなことになっておりますんで、そこらあたしも一度この際、こういう３番下﨑議員からそういう考え方についての問いかけもあったので、早急にとは言いませんけど、このあたしも少し整理していただければと思っております。それで、このことについても町長考え方をひとつ、基本的

な考え方を述べていただきたい。

それから、38ページの雑入、上から９番目の防災行政ラジオ購入負担金、これは一般の住民の方に希望者に負担していただいたわけですね、１台2,500円やったかな、そんなような感じで負担していただいたと。全体的には、この後歳出のほうでも載っておりますが、710万円程度の一般会計から支払ったと、202万円と、残ってるか知りませんが、400万円、500万円近い金が町のお金として出ていってあるわけですがね。このことについては、前も私このことについて質問したとき、あのときは総務課長は濵口君だったと思いますが、このことについての、これを解決することはなかなか困難やというお話でした。というのは、何が解決するかといえば、難聴で防災ラジオ買ったけど、購入したけど使えんよという人が多いんと違うかという話の中で、そういうことであったら、その人にも申しわけないし、また町費も、それより多くの町費を使ってあるんで、住民の皆さんより、それについても問題やないかという指摘をしたら、まあまあ電波の難聴については難しいと、こんなんやという話でした。そこで、町長が立ってきましてね。まあまあそのことについても一度調査をして、何とか検討してみますというお話だったんですが、そのことについて、今の藪本総務課長はそのころ局長でしたんで、議会事務局の、知らないと思うんですけど、その点について町長、どういうふうな調査をしたんか、ひとつお示しいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　漁港の係船料についてお答えさせていただきます。

現在、漁港の係船料につきましては、宇久井、小金島は１メーター８円、那智につきましては、１メーター25円で、その船の大きさによって計算させていただいております。宇久井及び小金島漁港につきましては、そこの利用される漁業者、そして利用する方々との協議会を設置しまして、係船する隻数等々、もろもろの条件について話し合いをしております。その中での決定事項として、その８円というのが出ておったと思います。これにつきましては、また協議会等々で那智漁港との不均衡、こういったものも検討する必要もあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

確かに防災ラジオ難視聴につきましては、いろいろな方からラジオを買ったけども入らないよ、そのような声もお聞きしております。24年度におきましては、800台役場のほうで購入しまして、そのうち795台を販売してございます。ほとんどが個人の方が購入していただいておりますけども、一部事業所のほう、あるいは町外の方も１名でございますけども、町外の方も購入していただいた実績がございます。購入するに当たりましては、役場のほうで予備を持っておりましたので、それで入るかどうか確認してからでもいいですよというような形で貸し出しした方も数名ございます。そういった中でも購入されまして、やはり買ったけども入らないよ、役に立たないよということで返金をお願いしますという方も、数は多くはございませんけども、数名ございました。そういった形で、確かにラジオにつきましては、なかなか入りにく

い地域がございます。町内におきましてはございます。これにつきましては、現在の電波につきましては、役場の放送室から発信した電波が、妙法の中継局に行きまして、そこから一斉に電波を発しているわけですけども、那智勝浦町の地形といいましょうか、山が多い中でどうしても山影に隠れるところ、そういったところにつきましては電波が届きにくい、そういった形でラジオが入りにくいということがございます。いろいろ検討させていただきますというような答弁の中で、部内のほうでもいろいろどういう方法が考えられるのかということで話し合いはさせていただいております。電波が届かないということで、根本的には電波が行くようにすればいい、それに尽きるわけなんですけども、それをしようとすれば、中継局の数をふやす、現在妙法に１つあります中継局を数多くふやせればいい、細かな中継局をつくればいい。ただそれに尽きるわけでございますけども、中継局１基つくるにはかなりの金額がかさんでまいります。はいそうですかというような形ではなかなか中継局をつくるわけにはいかない。じゃほかにどうすればいいのか、戸別受信機をふやす、そういうことも考えました。戸別受信機につきましても、これも妙法からの電波を受信してという形になりますので、これも電波が届かなければ入らない。ただ、防災ラジオと比べた場合に、受信感度が、数値的には私把握してございませんけども、金額的なものからすれば感度はよくなっているんじゃないかと、防災ラジオでは入らないけども、戸別受信機では入る、そういう可能性はあるのではないかということも考えてございます。また、ほかには子局をふやす、これも妙法からの電波を受信しての無線になっておりますので、子局をふやせば受信できる地域もふえてくるのではないかと、そのようにも考えております。ただ、電波が届かないところでは有線で接続する。これにつきましても、子局から有線で引っ張るということで、数多くふやすこともできない。方法はあるのですけども、それをすることによってまたデメリットも生じてくる。そのようなこともございまして、なかなかこれが決め手だというような解決策は今のところ見出してございません。当座のしのぎになるかと思いますけども、どうしても入りにくいというようなお声がありましたら、また役場のほうで相談いただきましたら、仮設に、仮にアンテナをつけてみて、それで受信が感度が上がるようであれば、これはもう自己負担になるかと思いますけども、アンテナを買ってつけていただく、そのような方法も一つの手段じゃないかと考えてございます。中には、もう家では防災ラジオ入らないよて諦めている方もおるようでございます。もう入らないから電源のスイッチを切っているというお声も聞きます。でも、電池式のラジオでございますので、いざ避難するときに、それを持って逃げるんだ、避難所で聞くんだというようなお声も聞いておりますので、その辺で御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　減免措置のことですけれども、これはどの条例にもほとんど町長の関連する特定というのはあります。それは運用の問題であって、私もいろいろこう体文の場合でも高い高いと言われながら、それやったら今までやったら２分の１のアリーナの使い方だったのを４分の１にして、それやったらこの金額になるだろうって案分的なこともやってまいりました

し、できる限りそういう減免ということは相手、いろいろなことを考慮しながら考えていく、これも減免という町長の特例措置ということを条例としては持っておくほうが機能的じゃないかなと、私はそう思います。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　町長が必要と認めるときはこの限りではないとか、町長は減免措置もできるとか、いろいろ書いてますわね、その条例に。これは町長が自分の判断して、ああこの人だったらこのこう、この人だったらこの程度と、そういうことはないんですよ。行政全般が使い勝手のええようにするために、いろんな要望も出てくる、もちろんお金の問題なら減免にしてくれという話も出てくると。そしたら、その担当とか町長の考え方一つで幾らでも下げたり、上げたりはできませんけど、下げることはできると。そうなれば恣意的に使われることもありますんで、だからここらあたしを整理しといたほうがいいんと違いますかと、というのは担当課としてはその一言でもって、町長が、町長がと言いながら、幾らでもまあまあ下げたり、この人やったら20％、こういうことであれば30％減免、そういうことになると思うんです。漁港使用料の件ででも、これはこういう８円という話ですね、小金島と宇久井漁港は８円という。その担当によって、あれはあの当時係船してた船の所有者についてはそういう減免したけど、今は違いますよと、減免なんか考えてませんよという担当もおるんですよ、今は知りませんよ。担当によって違うんですよ。だから、そういうことのないように、県は１級から４級までしてますよと、それ一例なんですよ、この使用条例の一例。そういうふうにランクづけして、余り担当とか町長の考え方一つでもって上げたり下げたりできんようにしといたほうがいいんと違いますかという話なんですよ。これがどうのこうのという話と違うんです。

それで次に、今総務課長は懇切丁寧に御説明いただいたわけですがね。これは私は2,500円を損さすとか、710万円が無駄になるとか、の一部が無駄になるとかという話と違いますよ。これはこういうこともそのとき言うたと思うんですよ。佐用町とか那賀町、私ら建設常任委員会で視察に行ったんですよ。そこでは防災ラジオを各戸へ配布したかったけど、だけど防災ラジオは100とか200とか300とか一遍にそういうふうにまとまって買わなあかんので、購入せなあかんので、それで戸別受信機にしたという話なんです。そこで、全家庭へ戸別受信機、ここも那賀町も佐用町も皆さん御承知のとおり、水害で大変な被害受けましたね。それをその後の事後の行為ですけど、ただで無料で配布してある。あそこも山の中ですよ、那賀町も、佐用町も。うちより山の中かわかりませんよ。そこが戸別受信機でもって各家庭に、災害によって二度と犠牲者を出さないんやと、災害による犠牲者をなくす、一人でも少なくしていくというような考えのもとで受信機、那賀町や佐用町みたいにただで受信機配布せえとは言いませんけど、財政の問題もあるでしょう。だけど、そういうことを金を出してでも情報をとりたいという人があれば、そういう機材があるんですから、あとはそこへ電波が届くか届かんかの問題、あとは行政の問題。那賀町でやったことが何で、佐用町でやったことが、うちの町は小さいですよ、うちの町ができるということなんですよ。そういう問いかけをしましたら、調査してくれると、今の総務課長の話を頭の中で考えたんですよ、調査してくれる。幾らかかるか、どこ

へせなあかんか、やっぱり調査する、検討する、調査すると言った以上は調査してくださいよ。どうですか、町長。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　調査というんか、個別にラジオを持ってた方、いろいろこう聞いてみました。そのときに聞こえにくいと、室外アンテナ、１万円ほど余分に、これは個人負担みたいなんですけれども、つけてと言うとなかなか余分にまた１万円というのは無理かなと。そういうふうなラジオ持っている那智谷地域についてはそういうふうなことも、私も個別にちょっと聞いてみたんですけれども。ただ、電波の流れる範囲のことを調査するというと、消防のときのデジタル化のときのちょっと聞いたときには物すごい調査費というふうなもん、逐一細かいことを、議員おっしゃるように一軒一軒がラジオの場合、場所によっては不感地帯ということが出てきますので、そこまでは大まかには調べられないし、その予算を取ってというと莫大な予算というんですか、そういうのがかかってくるんじゃないかと思うんで、個別にはちょっと私も聞いてみましたけれども、なかなか聞き取りにくいというとこは、今も使えないというとこは戻してきてますし、室外アンテナをというようなことを一定したんですけれども、１万円はこれは個人負担ということで、皆さんなかなか室外アンテナまでというのは何軒かあったかと思うんですけども、それはないということでありました。それは大きなお金をかけて調査すると予算を計上せなんだらできませんので、そういう個別的にはちょっと調べてみました。

あと漁港使用料については、当時小金島とか宇久井東漁港とかというときには、まだ条例でとまったあるかどうか私も知りませんけれども、あの当時、当分の間というのが当分の間を消してない、当分の間という、前にも議会でもちょっと問題になったこともあったんですけれども、当分の間というのは10年か20年かとか、当分の間というと短いというその範囲の中で条例の使用料を運用してたと私は思ってるんですけども、それが今ちょっと当分の間を外して、新しい那智の漁港ができたときには、統一してその使用料を各漁港にやるというような感じになっておったんでしょうけれども、そのときに那智漁港の整備された状況と、小金島の整備された状況とはまた違うから、その辺の金額的なもんというのは個別にせなければいけないんか、それともその分を考慮した町長特例みたいな形でやっていくんか、それはその辺は担当課の判断でやっていったらいいと思うんですけれども。ただ、町長が認めたときとかというのもある程度その使用料については、基準的な規則の中でとめておりますので、その規則を準用しながら、これに該当する、しないというようなことも含めて運用してますので、それは運用する場合のある程度恣意的なとことかというのは、誰がなってもこれは個人が決める場合は客観論でなくて主観論でありますので、そういうことも起ころうかと思いますけれども、できる限りその運用については、厳正にこれからもやれば間違いないかと思っております。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　後の答弁を先にしてもうて、先の質疑を後の答弁ということで、答弁に合わせて質疑をしたいと思いますがね。

この防災ラジオの件なんですが、この250万円でしたかね、200万円ですね、200万円や710万

円の話をしてるんと違うんですよ。みんなのところへ災害に遭ったときはその情報の伝達がいかに正確に住民の皆さんに伝わるかと、伝達できるかというところが一番大事なとこなんでね。私、佐用町や那賀町はやってますよと前から言ってあるんでね。佐用町、那賀町へ電話かけて聞いてみたらいい。どのぐらいの費用要りましたか、どんなことをして戸別受信機が全部、私その点も聞いたんですよ。全部の家庭へ戸別受信機配布して聞こえるんですかと、聞こえますという話なんです、担当は。だから、聞いたらええ。何も予算措置は要らんでしょう。聞いたらええ。聞いてない。佐用町の話も那賀町の話もしたんですよ、ここで。町長も聞いてあるし、当時の番外席の方も忘れてなかったら聞いてあると思うんですよ。聞いてくださいよ。また、どのぐらいかかっていると、ペーパーでもちょっと後で教えてくださいよ、何カ月後でも構いませんから。ひょっとしたらここで報告してもうても結構ですよ。

それで、私、この漁港使用料だけのことを言っているんと違いますよ。大体このことも含めて一遍ちょっと精査してみたらどうですか。減免ということではなしに、誰が担当になっても、誰が町長になっても、そういう減免なんかその人の考え方一つで下げたりできんようにですよ、もう決めといたら、決められるものはですよ、決められんもんもあるでしょう。決めといたら、ここは幾ら、ここは幾ら、体文だって大きなアリーナ使ったら幾らというて決めてあるんでしょう、減免措置もあるんでしょうけどね。それで、この体育館だったら幾らという、そういうふうに大きいとこは高い、小さいとこは安い、そんなにしといたらどうですか。余り勝手に減免できんようにしといたらどうですか。町長は、私でもそうです、私ら権力ありませんから、頼まれたって、よっしゃというわけにはいかん。ただ、町長は頼みに来たら、我々は選挙されるんですよ、選挙があるんですよ、むげに断れんのですよ、むげに。だから、倫理条例というのをつくったんでしょう、議会も、町長も。だから、選挙があるから弱い、選挙民に、むげに断れん、条例にあるやないかと言われたら。だから、そういうことのないように、できるものは整理しといたほうがいいんと違いますかという話なんです。その点についてどうですか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　今でも運用規則のあれは十分機能していると思うんです。そういう商業的とかいろいろな中でも、ただ議員の皆さんもそういうことで、減免、減免ということはいろいろと過去にも言うてこられました。そういうことで、こういう中では範囲の中で入れば、それは減免できますと。範囲の中に入らなかったら、なかなかそれは難しいというような形でやってきてるというのが現状で、過去に町長権限があるからというて、それを乱発してどうのこうのということはあり得ないと思うんですけれど、うがった考え方でそういうことばっかり言われると、もう町長職というのは皆何か悪いことしてはるような感じで、個人的なものを考えてやっているというような捉え方になると思うんで、私はそういうふうな形ではやってないと。だから、運用するときに当たっては、厳正に担当課とも相談しながらやってますし、それをこう細かい10項目で済むことを、それまたさらに細かい100項目に変えてこの基準に合いますというようなことはなかなかできませんので、現実的には今の体文の使用規則の中でもそれは運

用してますし、そういうことで各中での基準的なことは、その中の範囲でおさめてやっていければ私は十分だと考えます。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　防災ラジオの件に関しまして、佐用町、那賀町、こちらのほうに確認させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　町長、うがった考え方という、私うがった考え方してますか。うがった考え方なんかしてませんよ。だけど、先ほど言ったように、議員も町長も、ほかの方はその条例どおり、条例とかいろんな規則どおりばしっとやりゃいいんですけど、我々はいろんな選挙で世話になった方、あるいはそうでもない方、有権者の方から、いろんな団体からいろいろ要望されるでしょう。ほいじゃ、その中で条例に詳しいのがあって、こういう条例あるやないかと言われたら、やはり断りにくいでしょう。だから、倫理条例、うちは町長も倫理条例あるし、我々も倫理条例で縛られてあるんでしょう、そのために、倫理条例があるんでしょう。楽なもんですよ、倫理条例あったら、その倫理条例にひっかかることについては、うちはこういう倫理条例ありますから、済いませんけど、おたくの申し出には応えられませんよと断れる。だけど、断れんような条例をようけつくっといたら、私はこの漁港使用条例だけの話をしてるんと違いますよ。要するに、教育施設の条例もあるでしょうが。言われりゃそれではというような、人間弱いもんですよ、その支持者なり、そういう住民に言われりゃね。だから、そんなことがあったとしても、断りやすいようにしといたらどうですか。それの一つが減免やとかいろんな町長の考え方一つでどないでもなるよというような条例はなるべく整理したらどうですかという問いかけしてあるだけなんですよ。うがった考え方してあるんと違うんですよ。我々もそうや、こんな条例あるやろう、おまえこの減免条例あるさかにこれを盾にとって担当課と話ししてもらえんかと言うても、条例がそんな条例なかったらそんな話にならんでしょうが。頼まれりゃやらなあかん、それが不法なことやなかったら、頼まれりゃ。我々はそういうふうなジレンマ持って行動してあるんでね。そういうことのないようにしたらどうですかという問いかけしてあるんでね。一遍検討するぐらい検討してみたらどうですか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　なぜその項目を設けたかということをその原点に戻ったときに、当然考慮すべきことということは町長の裁量権の中でやれということだったと思うんです。その中で、使用規定の中ではこういうことのこういう範囲とかというのは決まってますので、そら見直してどうのこうのというよりも、この運用を正しくできるかできんかというだけの話であれば、私のときにそれをやれて言うならばやらないこともないですけれども、過去からずっとこれは踏襲してきておって、そのときにいろいろな歴代の方がそういうやり方をやってきて、それはもう運用を公正に、公平にやってきていると思っております。その条例でつくるときには、その１項目をつくるということは、その項でおさまらないというんか、その辺の、だったらそこはもう町長のことはなくして、その部分はなくしたらそれは済むことでしょうけれども、それ

はそれでそれを設けるという、項を設けるということは、その趣旨というのは原点はいろいろの運用を委ねられていると、裁量権の中で委ねるということだと思うんで、その裁量権を逸脱したら悪いんで、営業のときとか、何かボランティア的なこととか、チャリティーとか、そういうようないろんなことの中でやるときにはその減免措置、青少年のスポーツの施設の利用のときには最大限それは考慮したるとか、天満球場でもそういうのはある程度規則の中で鑑みて、その該当する場合にはやっぱり考慮すべきことはしてあげるというのは運用の問題であって、ただ見直すというのは、どこをどう見直すかというのは、廃止するのか、廃止しないのか、先ほど議員言ったように、整理すべき、残すべきもあろうかもわからんということは、それは全部廃止するほうがはっきりするやろうし、せやなかってんやったら今の現状のとおり、運用規則の中で厳正にやれば。ただ、選挙されるから、それに対して弱い、弱いと言われたら、それ何にもできませんよ、それやったら。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　要はあなたが弱いと言うてるんと違う。だから、そういうふうに頼まれたら断りにくいでしょうと、そういう規則の中で決めるんだったら、あの分野については別に規則で決めると書いときゃいいんですよ。町長が必要と認めたときやなしに、規則で決めると、規則で定めると書いとけばいい。規則で定められることは幾らでもあるでしょう。そういうやつもいっぱいあると違いますか、条例で。だから、そういう規則で定める、運用については規則で定めるんならば、定めるて書いてできるんなら、そういうやつは全部規則で定めてくれるとはっきりするでしょう。規則というのはこういう規則ですよと、規則はこうやってやって、これに該当したらこういうふうに減免もできますよということでしょう。これやったら幾らというて規則で定めて、この件については幾らと書いときゃいい、メーター幾ら。何で冒頭ですよ、県は港湾の使用条例の中には１級から４級まであって、もう書いてあると。担当が勝手にこれはどうのこうのと言えんのですよ。小金島漁港は４級やと、宇久井漁港も４級、だけどあそこの浜ノ宮の那智漁港は新しく立派な施設なんで１級やと書いときゃ、そのとおり取ったらええ。それのほうがはっきりするでしょう、頼まれんでもええしね。わしはあいつに世話してやったさかいに、あいつに頼んだるわと、そんな考えも起こらん、町民。我々のとこ法治国家ですから、はっきりしといたほうがええやないかと、考え方ひとつですけどね、町長あなたの、まあそういうこと。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　ちょっと細かいことなんですけど、25ページの県の補助金の中の民生費補助金の中の節６の地方改善施設費補助金の中で、ちょっと説明は聞きやったんですけど、免許の取得の補助とか、そういうことをちょっと言われて聞き逃した点もあるんですけど、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　節６の地方改善施設補助金ですね。これは町民センターの運営費に対

する補助金でございまして、隣保館の運営費、そして相談援助事業とか、そして地域交流促進事業に対する補助金でございます。その免許というのは。

〔８番東　信介君「あ、ごめんなさい、その下ですね、地域生活支援事業補助金です。済いません」と呼ぶ〕

これについては、移動支援事業とか、障害者の自動車の免許取得事業等の県の４分の１の補助でございます。この事業につきましては、移動支援事業とか、福祉本部事業とか、国と連動した補助金でございまして、４分の１の補助金をいただいております。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開10時45分。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

10時23分　休憩

10時45分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

山縣議員の質疑に対し、観光産業課長から追加説明を受けます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　先ほど御質問ありました体育文化会館の太陽光発電についてのシミュレーションの件ですが、この体育文化会館のエネルギー関係の改修の事業は、国のグリーンニューディール基金の活用事業を受けまして、この目的としまして地球温暖化対策のためのＣＯ$_2$の削減ということが目的となっております。ですから、この事業を実施によってＣＯ$_2$がどのように削減されるか、そのようなことに対して検討は行っております。それにつきましては年間約3.86トン、太陽光発電に切りかえることによって減少するであろうということで実施しております。電力の減少については、そういうエネルギーに変えることによって、そういう部分も見込まれるであろうということで事業を実施しておりますので、本来の国のほうの目的はＣＯ$_2$の削減ということで、それの部分について検討は行いましたが、電力の削減という部分からの調査はやっておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款１議会費43ページから款３民生費80ページまでと、１ページから８ページの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　１点お尋ねします。

55、56ページ、目12の台風12号災害事後対策費の中で、節８の報償費の16万円、慰霊祭司会等謝礼というところなんですけども、当初の予算では司会謝礼で５万円てなってるんですけど、ここに16万円で、同じこの予算内での組み替えでこうなってると思うんですけど、この

16万円の内訳、どんな方に幾らお支払いしたかというようなのを教えてください。

それと、これ予算のときに聞いたらよかったんですけど、ちょっとそのときは気がつかなかったんですけど、こういう町が主催した式典に司会を自分とこの職員じゃなくて、外部の人に頼むということはあることなのか、これは特殊な例なのかということをお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

台風12号災害事後対策費の中の慰霊祭の関係の費用でございます。報償費16万円支出させていただいております。これにつきましては、それの内訳ということでございます。まず、司会された方に５万円の報償をお支払いさせていただいております。それ以外に慰霊祭会場での音響設備、これも業者のほうにお願いしておりますので、こちらの方に８万円、それと会場参列されてくれた方が多くございましたので、テントごとにモニターを設置させていただいておりました。そのモニターの設置していただいた方に３万円、このように支出させていただいております。合計で16万円の報償費となってございます。

あとそれと、司会を町の職員でできなかったかなというような御質問かと思いますけども、これにつきましては、規模がかなり大きくなるというようなこともございまして、司会進行の上で進行が滞ってしまうということもちょっとまずいこともありまして、もうそのような司会になれた方にお願いをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　内訳についてはよくわかりました。

司会についてなんですけども、以前那智駅のところのオープニング、たしか町の職員の女性の方がやってましたけども、そんなに難しいようなのではなかったと思います。それで、今回のこの式典についても、特にパーティーだとかそういう結婚式の司会と違いますから、淡々と行事を進行させたらいいだけの話で、特別外部からお願いしないといけないということでもなかったんじゃないかと。その辺がちょっと理解できないんですけど、何か個人的なつながりで頼んだかななんていう気もいたしますけども、やはり今後こういう式典についてはやっぱり、確かに５万円という額でそんなに大きな額ではないんですけども、十分できる、町の職員がね、それでまたやらせるというか、やらないとまたなれていかないということなんで、今後はもうこういう式典については町の職員がやるというふうにしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　イベントごとというんですか、行事の中の司会を町職員でということでございます。過日町のほうで予定しておりました慰霊祭、これは大雨警報が発令されまして、延期、中止という形で、２日後に町の職員、幹部、議員さんも含めて、慰霊祭じゃないですけども、犠牲になられた方に対して献花をさせていただきました。その席上におきましては、町の職員が司会をする予定で進めてございました。ただ、中止になりましたので、そ

ういった司会の場というのはございませんでしたけども、今後イベントの重大さ、あるいはいろいろ人の集まる関係、そういったこともろもろ含めまして町の職員でやったほうがいいのか、あるいは外部の人にお願いしたほうがいいのか、その辺も見きわめながら考えていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　お尋ねをいたします。

いつもお尋ねするんですけど、58ページの和歌山地方税回収機構の業務委託なんですけど、去年は249万4,000円ぐらいやったのが、ことしは531万4,000円ほど出て、25件委託されたようでございますけど、ちょっとその報告をお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　和歌山地方税回収機構業務委託についてのお尋ねでございます。平成24年度、531万4,000円となりました。これは滞納者25名分を移管したものでございます。その内訳になりますが、基礎負担割額が10万円となっております。それと、徴収実績割額、これが今回ふえた要因になっておりますが、348万9,000円となっております。それと、処理件数割額、これは25件ですので、いつも同じなんですが、172万5,000円ということになっております。今回徴収実績割額が多かったのは、平成22年度の徴収実績が多かったために、その分が２年後のこの負担金の中に入ってくるということでございます。算出の基礎となる22年度の徴収実績がふえたため増額となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　済いません、ちょっと教えてほしいんですけど、67ページの節20扶助費の中の養護老人ホーム保護措置費ですか、これ所得の少ない人に何かそういう話をちょっとお聞きしたんですけど、百何十名ぐらいとかという話、もうちょっと詳しくと、どういう条件の人やったらこういうこの規定にひっかかるんかとかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　この養護老人ホーム保護措置費につきましては、老人福祉法に基づく老人福祉施設で入所者、南紀園とか、寿楽荘、そして和歌山の喜望園へ入所された方の費用でございまして、常時介護の必要はありませんが、心身及び経済的な理由などから居宅における生活が困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設でございます。この費用負担ですけども、南紀園の場合で申しますと、事務費で12万5,800円、それで病弱の場合ですと16万1,200円、それと生活費が５万210円という費用が決められております。そういう方を施設へ入れているという関係になっております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款４衛生費79ページから款６商工費106ページと、１ページから８ページの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　３点か４点お尋ねしたいと思います。

まず、92ページの農業振興費の委託料なんですけど、人工衛星による食味測定業務委託51万2,400円が執行されておりますが、これ従来から人工衛星による食味測定がされてあるわけなんですけど、このことについて本当においしいと言われた米がおいしいんかと。これはどれだけこの結果について皆さんは評価して買ってくれてるんかと、この米をですよ。これを人工衛星の食味測定でこれはおいしいというて、そういう結果になりましたということで、どれだけ消費者の購買意欲があるんかというとこをおわかりでしたらひとつお教え願いたいと思います。

その下段の15の工事請負費8,965万8,000円、これは予算現額と支出済額が一緒なんですね。普通この工事請負費やったら、この予算現額と大体この支出済額というのは差異があるんです。支出済額のほうで少ないと。だけど、ここに関しては同じ金額であるということ。それと、この後に出てきますけど、これは聞きませんけど、道路新設改良費の執行は工事の請負というんですか、執行ですね、事業の執行はゼロなんですね。というのは、これは業者さんが忙しいからこういうとこへ手が回らんのやということだったと思うんですよ。だけど、いろいろ事情があるかと思いますが、用水路の改修工事には8,900万円も執行されてあると。なぜこういうことになったんかということも、こういうことができたんかということもお教え願いたい。

それから、104ページの観光振興費の節13委託料、公衆便所清掃業務委託226万8,700円が執行されておりますが、これはどこ、公衆便所というても駅の公衆便所から始まっていろいろありますけど、この公衆便所はどこの公衆便所を何カ所やってあるんですかね。例えば宇久井だったら皆ボランティアでやってますわね、駅のですけどね。だけど、あれは町が、町のお金で改修したという、まあまあ公衆便所ですね。だけど、この226万8,700円、これもう予算措置もされてあるんですけど、どこらあたしが、どこの便所を業務委託しているのか。これは恐らく委託先は観光協会だと思いますがね。

次に、15番の工事請負費、公衆トイレ改修工事に189万円、これはウォシュレットかなんぞやったんでしょうね。この後ほかにも残っておりますね。私も今言いましたね、宇久井の駅は和便ですね、２つとも。こういうとこにも将来やるんかどうかと、引き続いて、ここらあたしもひとつお伺いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えさせていただきます。

人工衛星による食味測定についてですが、この中で人工衛星からの写真によって判断するの

は、たんぱく質の含有量を判断、で食味を判断しております。たんぱく質の量がふえると食味的にはマイナス、そしてたんぱく質以外のもの、糖分等々が多く含まれると食味がよくなるということで、そういう基準で測定しております。これについては、毎年天候によっていろいろ状況は変わってきますので、毎年その部分について食味、昨年はたんぱく質の量が多くて、味的にはよくなかったと聞いております。そして、これについて、どういう付加価値をつけてＰＲしてるのかということですけども、この太田地域で生産されました米について、８月20日過ぎから町内各旅館におきまして新米フェアという形で、８月から新米を食べれますということで、そこで提供、各旅館で提供させていただきまして、こういう食味を測定して米の味の改善を図ってますというＰＲのもと、各宿泊施設のお客さんにＰＲしていただいて、一部では小さな缶詰をつくりまして、そういった方にお土産に買って帰っていただいたり、そういうことをしております。しかしながら、農家でこの解析に参加してくれてる方も年々減っております。これはその状況によってこういう、どういう耕作方法を使えばおいしい米ができた、あるいは米の味はどうだった、そういうことを結果を踏まえて、また耕作の中での改善に取り組んでいただきたいという、そういう意味もありまして始めておりますが、そういうデータの取得、そういったこともやっていただくようにして食味の改善、太田の米のブランド化を図っていきたいと考えております。

次に、工事請負費についてでございます。これにつきましては、太田地域で８つの工事を実施しております。工事請負費が支出済額と同じという御指摘受けましたが、これは入札を行った上で、実施設計の段階、入札を行った中で工事請負費というのは本来予算より下がります。その中で、精算のときにやっぱり当初予定していなかった工事部分も出てきますので、精算の中でその部分を増額等、増減させていただきまして、その中で実施業者と調整しまして、最終予算の範囲内でおさめてこういう形にさせていただいております。

そして、公園費の公衆便所の管理業務委託でございますが、これは那智のシンボルパークのトイレ、そして木戸浦のトイレ、那智山の滝前のトイレ、そして表参道のトイレ等がございます。これにつきましては、観光協会に委託させていただいております。そして、工事請負費の公衆トイレの改修でございますが、昨年県の観光施設整備補助金をもらいまして、９基の那智山の滝前トイレ、ＪＲの紀伊勝浦駅のトイレ、バスターミナルのトイレ、それぞれウォシュレット化、そして洋式化をさせていただきました。残りの部分につきましても、今後、本年、そして来年と国体に向けまして、県のほうでトイレの改修費用を設けていただける、その中で順次トイレの改修を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　人工衛星による食味測定については、昨年は測定した結果、味がよくなかったという話ですが、そしたらことしの米はまずいですよと言って売りに行ってるんですか。そんなことないでしょう。だから、これを有効な手段として、販売の有効な手段として使えるんなら続けてもいいとは思いますが、ひとつもうこれ食味測定してから大分なりますね。もう

初めのうちは物珍しさもありましたけど、だけどだんだんとその物珍しさがなくなって、実質どうかなというところもあろうかと思いますんで、十分精査した上で次の予算措置のときに考えてもらいたいと思います。

工事請負費なんですが、先ほどお尋ねしたのは、このことについても私は奇異に感じたんですよ。というのは、節は流用できるけど、目は流用できませんけど、節は流用できるということで、こういうことになったんかなと。予算よりか高なったと、だからほかんとこの流用してこれに合わせたんかなという、そういう考え方を持ってるんですけどね。建設課の道路新設改良費についてはほとんど執行できなかったと、繰越分も入れて、それは先ほど言ったように、業者の手が足りなかったというような説明だったと思うんですよね、所管事務調査の中で。だけど、ここはできたと、8,900万円の工事はできたと。やっぱり町の中の側溝にしろ、道路改修にしろ、やはり必要なんですから、そこらあたしはバランスとってもらわんと、幾ら産業、農業育成といえども、少しこう延長を少なくするとかといってそういうとこにも手を回してもらわんとおくれますよ。そういうとこも指摘しておきたいと思います。

それで、この工事請負に関する受益者負担は、これ総額で幾らぐらいになったあるか、その点も教えていただきたい。

公衆トイレについても、公衆便所、委託してやってもらってる、勝浦駅のトイレもやってもらってるんと違いますか、課長。列挙した中で勝浦の駅のトイレないですけど、前は観光協会の臨時の方が勝浦駅のトイレ掃除しておりましたがね。順次ほかにも浦神、いっぱいありますね、町が整備したとこ。湯川駅もそうと違いますかね、宇久井駅も、天満駅もそう。あそこの駅あたしはきれいなところもあるけど、汚いところもあると、ボランティアに任せてあるんでね。まあまあ国体に向かってという話もありますんで、この便器の、便所の改修ですかね、ありますんで、そこらあたしのまた検討の材料にしてほしいと思いますよ。きれいなとこはボランティアがやってくれてあるんで、そのボランティアの意欲をそぐようなことをしたらまずいと思いますけど、やっぱり汚いところについては何らかの形で行政の力でもってきれいにしていくという考え方もとってもらいたいと思うんです。ボランティアが少ないから汚くして置いておくんやということでは、おもてなしの心に反しますんで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えさせていただきます。

トイレの委託料の実施箇所につきましては、申しわけございません、勝浦の駅、そしてバスターミナルと抜けておりました。申しわけありません。

それと、工事請負費、この事業に係る地元の負担金ですけども、事業費全体で１億4,400万円の事業を行っております。そのうち、それは国庫補助でございまして、その部分に係る地元負担金が2,349万円、それと別に町単独で太田の農協前の用水路の機能測定を行っております。これが147万円ありまして、この分につきましても地元負担をいただきまして、これについては73万5,000円、合計2,428万5,000円の地元負担をいただいております。

そして、トイレの改修についてでございますが、県のほうから補助事業、国体に向けて、先ほど申しましたように、国体に向けて補助金をつけるという、来年度までつけていただけるということですので、その事業を効果的に使いまして、町内のトイレの改修を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　１点質問させてください。

97、98ページ、目２の水産振興費の中の節13委託料、魚類中間育成業務委託88万円で、説明ではヒラメを５万匹ぐらい放流したということで、これは町が直接の事業じゃなくて委託の事業なんで、先方の考えもあると思うんで、余り細かいことまでは言えないかもしれないんですけども、町がこれだけのお金を出す以上、結果、当然決算ですから結果というのが大事なんで、このヒラメの放流というのが果たしてこれが、今回始まったばかりだと思うんですけど、沿岸のこういう漁師さんですかね、そういう方の本当に所得向上に今後つながる可能性があるのか、その辺をちゃんと、先方、委託先に確認をしていただきたいと思います。そうでないと、仮にヒラメがふえても、一般の釣り人が釣ってしまったらおしまいなんで、そうじゃなくて漁師さんの本当に所得につながるのか。

もう一つちょっと、以前はカニの放流もちょっとやってたと思うんですね、ノコギリガザミというんですか、あれは今回もうやってないんですけども、それについても結果、カニがふえたのか、失敗だったのかというその辺もちょっと気になるとこで、そういうところもきちっと確認をしながら、委託費を出すんだったらその辺も検証していただきたいんですけど、カニの件でもし何か聞いていることがあったらちょっと気になるんで教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君）　お答えいたします。

魚類中間育成事業委託費の88万円でございますが、これは勝浦漁業協同組合に委託しまして、ヒラメの中間育成をやっていただき、そして浦神及び那智湾で放流させていただきます。これの効果はどうかということでございますが、大体各漁協等に問い合わせますと、町内で大体年間水揚げ高としまして300万円から350万円の水揚げ高があるということです。ですから、その88万円の投資に対して300万円から350万円という、そういう議論も必要かと思います。何分海での育成でございます、放流でございますので、一般の方が、釣り人の方が釣られることもありますし、いろんな場合、よその町村の海岸へ回遊していく場合もあろうかと思いますが、その辺いろいろ漁業関係者と協議していきたいと思います。

そして、以前やっておりましたカニの育成ですけども、ちょっとそれは手元に資料は持っておりませんので、その辺についてもまた検討して今後の事業執行のデータとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　１点だけお願いいたします。

88ページ、13の委託料の上から３つ目、ごみ焼却施設運転管理業務委託の金額は前年よりも相当数削減されている効果が見られます。この点についてその要因、削減できた要因をお示しいただければと思います。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　お答えいたします。

23年度事業分は、台風12号災害の部分の特別加算をいたしておりまして、端的に継続的な事業ではほとんど変わりございません。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款７土木費105ページから款13予備費146ページまでと、１ページから８ページの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　１点質問します。

139ページ、140ページのところで、項３の公共土木施設災害復旧費のところですけども、現在市野々地区でふだらく霊園のとこから旧道をちょっと入ったところなんですけども、災害の後、山を大きく削り取っているところが現場があるんですけども、そこの工事の費用がこの中のどの部分に、金額幾らで入っているか、削ったところ部分と吹きつけや側溝をつくった部分、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員御指摘の139ページ、140ページに記載の公共土木施設災害復旧費、目１町単独土木施設災害復旧費のうちの節15工事請負費4,625万2,500円のうち、備考欄記載の台風12号関係土木施設災害復旧費59件で4,519万2,000円支出させていただいております。議員御指摘の市野々部分の工事につきましては、このうち２件含まれておりまして、１件は市野々の切り取りの部分で、工事費が784万3,500円、もう一件につきましては、側溝の新設工事598万5,000円、２件分がこの工事に含まれております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　この工事の中身につきましては、建設委員会の中の何人かの方は御存じだけど、今地元の住民の方から、工事の方法ですとか、工事の後、水がよく逆に下流域の方に水が出てくるように迷惑しているというような、そういう要望があるんで、またあさっての委員

会で取り上げるんで、ここではそういう詳細については説明しないんですけど、１点ちょっと教えていただきたいことがあるんです。側溝なんですけども、町道に沿って町が側溝をつくった場合には、その側溝は町の所有物だと思うんですけど、今回山は私有地というんですかね、私道に沿って町が側溝をつくってありますけど、それについての所有権というのがどこに所属するというふうになるんですか。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

場所につきましては、議員御指摘のとおり、山林の一部に側溝をつけております。これにつきましては、災害直後の現場の判断によりまして、山のずれが生じているということを災害直後に地元区長と私と一緒に現場を確認しております。それの大きな原因が湧水、山からの水が台風12号によってかなりの水が流れたという判断をいたしております。したがいまして、その水処理をしなければ今後また二次災害のおそれがあるということを判断いたしまして、やむを得ず民地の中へ排水処理をして、最終的には町道、いわゆる町道の排水、さらには今できてます排水路へ導入という形をとらせていただいております。そして、その工事の地権者にもそういった事情を説明させていただきまして、排水処理をさせていただいてますという了解はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　あともう一つ、側溝の所有権、その側溝自体はもうその個人の方のものなのか、町のものということなのかというのをやっぱりはっきりしとかないといけないんです。実際今、側溝が、それどなたがやったかわからないんですけど、町が工事をやった側溝が一部割られるというか、加工されて、別のとこから水をそこへ導入するようなふうにされてるんですけども、そういう行為が、本当に町のものやったらやってはいけないと思うんですけど、その辺の判断もちょっと大事になってくるんで、この本会議の場でそういうことは町のものでやってはいけないことなのか、構わん、もう個人の土地にある側溝やからそういうことをしてもええのか、その辺のちょっと判断をはっきりしとかないとあかんのでお答えいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

町費を投じて側溝施設をつくっている以上、町の側溝と同じ管理で今後も地権者に了解を求めて、公共の水路という形をとっていきたいと思っておりますので、そういった部分につきましては、当然町の指導等が発生すると思われますので、側溝部分につきましては、町のほうで地権者に了解をいただいて今後とも管理していきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　130ページの社会教育総務費の地域ふれあいネットワーク実行委員会補助

金30万円ということです。これは予算措置も30万円ということですが、この地域ふれあいネットワーク実行委員会の方が、子供さんを連れた親子の社会教育をやっているということで、折り紙等もやって何か遊ばせているんでしょうね。この地域ふれあいネットワークの実行委員会というのはどういう方が運営されておるんか、そして会長は誰か、ひとつお教え願いたい。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　ただいまの御質問でございます。会長様のお名前、ちょっと今資料を持ってきたとは思っておるんですが、ちょっとよう見つけなかったので、会長のお名前はちょっと今ここでお答えすることはできません。ただ、この会議につきましては、この間説明させていただきましたとおり、小学生、中学生が土曜日が休みになったそれをきっかけに、土曜日の有意義な子供たちの時間をつくるという目的で、子供たちにとっての文化的な教育、スポーツ的な教育等々をやって、実行委員会をつくっていただいて、有志の方でつくっていただいております。また、そこへ教育委員会生涯学習も入らせていただいて、年間計画等を立てさせていただいて実行させていただいております。会長さんについては、また後日議員に御報告したいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　申しわけございません。会長は笠松教育長でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　これは先ほど下﨑議員が質問したように、ちょっと教育長が教育委員会の予算を使って、その教育長が会長の団体が委託先になっているというのはどうもおかしいん違いますかね。兼業の禁止というのがありまして、そういうことにひっかかるんやないかのような気するんですね。我々この間、研修受けたそれを広く解釈すればね。まあまあ教育長に当てはまるかどうかは知りませんけど、議員だったら即刻失職なんですよね。そこらあたしもあるんで、ひとつその点についても、ひとつ調査というんですか、研究してもらって、もし抵触するんであれば是正してもらいたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　御指摘のとおり、そういうことも十分考えられる案件になると思います。今後精査して善処したいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

７番田中君。

○７番（田中幸子君）　119ページ、120ページなんですけども、防災関係のほうで防災用備品というのがあるんですけども、その内容の中で、食料品とかの備蓄品もここに含まれるのかどうかちょっとお聞きしたいことと、それから132ページですか、この子供教育相談のとこなんですけども、謝礼ということで、節８ですか、これがそれに入るのかと思うんですけど、事業報告の中で不登校に関する47件といじめ２件ということなんですけども、その相談もこの中に入るのかということと、どういうふうな相談内容とそういう事件的なものはどういうことがあったのかということをお聞かせください。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

災害対策費の中の備品購入費、支出済額251万25円の内訳でございます。こちらにつきましては、まず勝浦小学校の校舎敷地内に建設させていただきました防災倉庫がございます。そちらのほうに置いております。まず、防災倉庫ですので、いろいろ重いものも運搬するということで、手動式のパワーリフター、それとパワーリフターにつけるパレットというんですか、リフトの先につける台、それを10枚購入させていただいております。以外には戸別受信機、これはアンテナつきでございますけども、５台購入しております。これにつきましては、台風12号で井関の西山地区におきまして、防災行政無線の屋外子局が流失しております。その該当地区には６軒ございますけども、１軒につきましては防災ラジオを所持していまして、そのまま受信ができるということで、残り５軒につきまして配備させていただいております。それと、簡易無線機を５台購入してございます。これは孤立集落対策としまして、市野々区へ３台、井関、八反田区へ各１台を配備させていただいております。この金額につきましては、孤立集落対策事業補助金ということで、全額受け入れてございます。同じように台風12号の関係で流失しました那智川地区でのホース収納庫、ホースの整備等で市野々地区３カ所、井関地区３カ所、八反田地区２カ所にホースの収納庫とホースの整備をさせていただいております。そのような備品の購入で、金額的には251万25円となってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　まず、議員の御質問の件でございますが、事務報告の中の教育相談と、これにつきましては、議員が御質問いただいたページではなく、次のページになります。次のページの133ページ、青少年センター費、その中でのことになります。ここで節区分８報償費でありまして、備考欄一番下の相談員謝礼というて、ここで相談員を雇用させていただいております。この方が中心になって教育相談なり、また学習指導なりに当たっていただいております。御質問の部分につきましては、子ども会のほうの教育相談につきましては、町民センターにおきまして、毎週月、水、金午後から子供の学習指導、また相談、保護者との相談等を行わせていただいておる件でございます。これは地域限定といいますか、場所限定でございます。事務報告のほうは、教育センターのほうの青少年センターのほうで行った事務報告の件数でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　防災の備蓄のほうありがとうございました。

その相談のほうの先ほど言いました不登校といじめの関することで相談をされてるということですけども、これはこの結果は報告は教育委員会のほうにはあると思うんですけども、あるんですか。その内容というんですか、その指導というとこではされてるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　これにつきましても、教育センター内で指導なり相談等活動を行ってます。逐次報告を受けつつ、その子のいい方向に向かうような相談をしながら進めております。ですから、学校へ行けるように、不登校の子の場合とかの場合、若干学校へ出席する意思が出てきたとか、そういうふうな改善が出てきたときには、一緒にまたそれから先もっと改善さす方法を考えたり等々、この相談員さんと相談しながら進めてございます。ですから、何名こう不登校児童が行くようになったというその明確な数字等は、徐々に徐々にの教育指導でございますので、数字は出てございません。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　不登校の人数がかなりこれは小・中学校含めてかと思うんですけども、いじめの件数が少ないので、２件ということでいいことなんだろうということじゃなくて、２名もあるということなんですけど、要するにこの不登校の関係の中にいじめも関連してくることかなというふうに思うんですが、今言われたように、すぐすぐよくなって登校できるという形でもないと思いますので、時間かけて指導もされると思うんですけども、もっとその内容を学校、中学校、小学校のほうに毎回調査するなりして、こういういじめとか不登校のないような形、もっと早く把握できるような方法もこれからももっと続けていただきたいと思いますが。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　いじめ関係につきましては、ここで２件と報告させていただいております。これは各学校から報告が上がった時点で教育委員会、また青少年センター、学校と一緒に、またその中では該当の保護者、該当の児童・生徒がございましたら一緒にその中で解決策を探していっておりますので、いじめはいろいろ根深いもんもございますので、そういう中で留意しながら、子供たちが傷つかない、留意しながらこういう問題には対処して、即応といいましょうか、学校から連絡来次第、教育委員会、青少年センターは学校と一緒に動いております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　117ページの災害対策費の中の節13の委託料で、これ防災行政無線は多分ＮＴＴに委託されたということをちょっとお聞きしたんですけど、このＪ－ＡＬＥＲＴの保守点検というのはどこに委託されてあるんかというのが１点と、その下の節15の防災倉庫の整備工事の中の説明の中で、防災無線の基地局がこの中へ入っているというお話をちょっと聞いたんですけど、この防災倉庫の内訳というのをもう少し詳しくお願いしたいのと、３点目は、127ページの教育振興費の中の使用料、賃貸料の中の教育用コンピューター借上料ですか、これ多分、これ中学校費の中なんですけど、小学校のほうではパソコンが151台にプリンターが18台とあとソフト使用料とで575万円幾らでしたか、これ中学校の中では123台、プリンター４台とソフト使用料と、台数がかなり違うんですけど、金額的にはそんなに変わらんので、この辺ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

ページ117ページ、災害対策費の中の委託料、Ｊ－ＡＬＥＲＴ保守点検業務委託についてですけども、委託先は有限会社北村無線となってございます。こちらの業者につきましては、Ｊ－ＡＬＥＲ導入時からこちらのほうで点検等を続けさせていただいております。

それと、工事請負費の関係で、防災倉庫整備工事の中で、防災倉庫の建設以外にも、簡易無線局の整備も行わさせていただいております。工事費の内訳としましては、防災倉庫整備工事で2,614万5,000円、簡易無線局の新設工事として25万3,575円支出してございます。簡易無線局につきましては、津波等の大規模災害が発生した場合、本庁舎が使えない、そのようなことも想定しまして、情報収集の拠点とするために新設工事を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君）　お答えいたします。

議員が御質問の点につきましては、小・中学校教育用コンピューターの台数変わるのに値段が変わらないということでございます。これにつきましても、その都度５年リースにしてございます。５年に１回、５社の見積入札をとってございます。その中で最低価格のとこをさせていただいております。小学校につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、パソコン151台のプリンター18台、これを平成24年、昨年の９月からの分で契約させていただいております。中学校につきましては、パソコン123台、プリンター４台を平成21年、今から４年前に契約させていただいております。この間、小学校と中学校の間に３年の時間的経過がございますので、その中での安く感じる部分等々があろうかと思いますが、そういう差が主なものだと、契約年次の差によってこのような形になっていると、そのように御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　簡易無線局ですか、よくある屋外子局というんですか、あれの下についたるような簡単なもののようなやつですかね、その辺ちょっと教えていただきたいですけど。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えします。

町中にあります簡易屋外子局というよりも、発信局として整備してございます。防災倉庫の上にアンテナを立てまして、その場所から防災倉庫を基地としてそこから発信ができるような体制をとってございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を一時中止します。

休憩します。再開13時30分。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

12時01分　休憩

13時29分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

次に、認定第１号一般会計についての総括質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第２号から認定第12号までの特別会計について一括して質疑を行います。

２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　５ページのとこで……。

○議長（森本隆夫君）　特会、特会。

質疑ありませんか。

10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　お尋ねいたします。

２ページ、国民健康保険税不納欠損額が増加しているというふうに見られます。御説明あったかもしれませんが、いま一度増加の要因とされるところからまずお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　国保税の不納欠損の額でございます。平成23年度、2,282万8,269円、24年度は3,040万9,057円となっております。税務課のほうで不納欠損処理はさせていただいていますが、税務課の各税の不納欠損と同様にいたしまして、これまでと県内の市町村と比べましても、不納欠損額が少ない状態になっております。整理すべきものは整理すべきものとして処理を行っております。今後も実態調査、預金調査等を十分行いまして、困難なものについては滞納処分の執行を停止し、不納欠損をしていき、より効率的な徴収体制を目指していきたいと考えております。

失礼しました。国保の徴収率でございますが、平成24年度、71.1、平成23年度は68.7、平成22年度が67.2となっております。若干改善の見込みとなっております。平成23年の和歌山県内の数字しかないんですが、県下の平均が74.5、平成23年度の県内での本町の順位は30市町村中の28位、低いほうとなっております。現年度につきましては、県下市町村比較しますと、それほど悪くない数字なんですけども、全体の徴収率が低い原因というのは、滞納繰越額の多さにあります。今後この点も精査しながら、さらに不納欠損処理を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　不納欠損とされている要因について、このお配りいただいております意見書にも、生活困窮者や時効消滅などが相当数の割合が占められていると。それで、具体的に

時効の中断や差し押さえの取り組みについてどのようにされているか、それと同様に公売の実績についてはどのようになっているか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　長引く不況の影響、地域経済の疲弊によりまして、国保もそうなんですけども、町内、税を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、徴収対策の向上についても、課内のほうで打ち合わせを行いまして、調査、差し押さえに力を入れております。特に、換価できるものを中心にいたしまして調査し、督促、催告、送付しても連絡のない方、分納誓約をしても約束どおり払わない、連絡のない方については徹底した調査を実施し、預金や生命保険、たとえ少額であっても差し押さえ、換価をしております。そのほかにも毎月の給料から法的に差し押さえ可能な基準を超えていれば、超過額を換価したり、所得税の確定申告の還付金の差し押さえ、換価をしておりまして、平成24年度は合計77件、先ほども申し上げました1,052万2,197円、町単独分で換価をしております。平成24年度につきましては、回収機構の公売による不動産、土地の公売、換価も行っております。また、不納欠損でございますが、国民健康保険税の不納欠損でございますが、事由といたしましては、死亡が18件、生活困窮が107件、所在不明が17件、消滅時効が303件となっております。合計で445件、納税者数として188人、3,040万9,057円について不納欠損をさせていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　10番山縣君。

○１０番（山縣弘明君）　町民の皆さんの健全な生活を最低限守らなければいけないという立場も踏まえながらで、大変つらい、厳しい業務に携わっておられるとは思いますが、その一方で、あらゆる町民の皆さんと公平、公正な税の徴収というものは、これはもうやむを得ないというか、やっていかなければいけないところだと思います。そういう中でありますので、町民税や固定資産税と同様に、平等、公平に徴収に今後とも努めていただきたいなと。あわせて、仮に自己破産であったとしても、減免というのは免れないというのが法律上は定められておるようですので、今後とも時効の中断や差し押さえ、公売などのお取り組みを適宜お進めいただければと思います。

○議長（森本隆夫君）　税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君）　課税については適切に、徴収については公平に努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　勉強不足で申しわけありませんが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

国民健康保険事業費へ、12ページの繰入金２億2,598万8,635円となっております。その他一般会計繰入金がその中で、一般会計繰入金が１億4,180万円と、こういう数字が出ているわけですが、これ本来水準というんですかね、国の基準でもって繰り入れた場合はどのぐらい、こ

の繰入額、私こういう認識ですけど、本来水準より多く繰り入れてあるんではなかろうかと思うんですけど、国保税を抑えるために一般会計からの繰入金が本来水準より多くあると思いますけど、この点についてどういうようになってますか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　お答えします。

決算認定の御説明で申し上げましたとおり、基準繰り入れという部分の金額は、保険基盤安定繰入金等でお示ししているとおりでございます。今お尋ねになりました国等の基準外の繰り入れという金額でございますが、平成20年度に保険料を改定しております。本年度で25年度で５年目となってございますが、国民健康保険運営協議会で毎年、年に１回、２回、保険料等費用、療養費等の額も御報告申し上げて御審議いただいております中で、５年間保険料の改定はされておりません。数値といたしまして少し概数となりますが、平成24年度のその他一般会計繰入金の基準外繰り入れのおおむねの額といたしましては、被保険者１人当たり１万円ほど、6,000人の被保険者でございましたら6,000万円ということで概数を御報告させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　これは39％ですか、の方しか国保の加入者がないと、39％の方にのみこの6,000万円の恩恵があると、あとの61％は同じ町民でありながら、本来の基準でもって課税されておると、まあまあ医療保険は違いますが、被用者保険とか後期高齢者の保険とかありますんで、医療保険。ここらあたしはやはり被用者代表２人たしかおると思うんです、３人。３人の方は意見があろうかと思います。その人らはそういう方たちの利益代表ということで出席されておるんだと思いますんで、国保の審議会で。やはりこの辺も是正して、それは国保税は安いのにこしたことありませんけど、みんなのお金を特定39％の方にのみ、みんなのお金を徴収した税金でもってその方たちに特定といいますか、インセンティブを与えているというようなとこなんで、ひとつ国保税の算定においても、やはり先ほど税の公正、公平という観点から見れば、やはりそこらあたしは是正したほうが、そら町長も税は上げないと、言うたら負担をこれ以上求めないという姿勢はわかりますが、やはり税の公平性というのもありますんで、そこらあたしを考えて運用していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君）　本年度に入りまして、８月にも国民健康保険運営協議会を開かさせていただいておりまして、24年度の決算状況、そして25年度の療養費、医療給付費の出の部分の見込み等を御報告申し上げまして、その際町長も出席いたしまして、25年度と26年度にかけて保険給付費、医療給付費の事業費用も見つつ、保険料改定に向けた審議をお願いしたいということで、現在担当課といたしましても資料収集、療養給付費の抑制といいますか、健康増進、保健事業部分の費用予算措置等も含めまして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、認定第２号から認定第12号までの特別会計についての質疑を終結します。

次に、認定第13号及び認定第14号の企業会計について一括質疑を行います。

２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　病院のほうの３ページの医業外収益の計、これが２億183万5,062円になってるんですけど、こっちのほうの主要施策の成果のほうで15ページを見たら、２億4,832万6,000円になってるんで、繰出金合計が。そしてあと、この今回の経常損失なんですが、１億1,904万4,409円となっています。これは３年、このここ最近すごいふえてるんで、そこら辺のふえたある要素をお伺いするのと、５ページの流動資産の中の、きのう説明受けてるときに、２カ月おくれで入ってくる分、これが５億1,094万8,720円になっている。現金預金がその上の段にありますが、これ9,000万円ぐらい対前年でふえてますから、このふえているのが２カ月分ということで、１カ月にこれ２億5,500万円ぐらいの、前に比べると２億円ぐらいが１カ月で5,000万円ぐらいの未収金がふえているということは、売り上げがかなりふえてるようなんですが、それで計算していくと、１年間の売り上げ自体はその割には低いなと。ここで２カ月の分でこんなけふえているということは、年度の最初のほうのときにこの売り上げが少なくて、最後の２カ月で売り上げがすごい伸びているのかどうかというのもお伺いしたいんです。お願いします。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　ちょっと順番が前後いたしますが、わかりやすいとこからちょっと説明させていただきます。

まず、先ほどの未収金の関係からまず１点御説明申し上げます。例年ですと、議員おっしゃるように、これほどの金額はございません。内訳で申しますと、未収金の関係ですが、２カ月おくれで入ってくる保険金というのが３億417万5,775円なんです。これが２カ月おくれで入ってくる分です。今回、当初予算説明のところで決算の説明でさせていただいたんですが、医療再生事業の補助金がちょっとおくれて入ってくると、これは申請月によります。これが実は１億8,511万9,792円という金額がございます。これは電子カルテ導入に係るもので、申請月によって若干決定価格が変わってまいりますので、おくれて入ってまいります。そういった部分でこの１億8,500万円がふえてきているというのが一つの理由でございます。

次に、その他医業外収益２億1,835万62円と繰出金の合計が２億4,832万6,000円と合わないということなんですが、実はこれには若干の差がございます。といいますのは、この繰出金の合計というのは、あくまでここで言いますと、他会計の補助金として１から４まで入っていると、その他医業外収益で、これは文書料、保険外材料等で入ってくるというところで、本来の繰り出しはこの文書料とか、そういうものが除かれます。この２億4,832万6,000円の内訳でございますが、実はこれは一般会計からの繰入金ということになっております。内訳を申しますと、３条予算の繰り入れが１億9,542万9,000円となります。今度は４条予算も入ってまいりま

す、こちらのほうに。４条予算が5,289万7,000円ということで、これを合計いたしますと２億4,832万6,000円というふうになってまいりますので、ここの医業外収益のところと若干差異は出ます。これは３条予算、４条予算の関係でございます。

それともう一点、済いません、もう一点、ちょっともう一度確認したいんですが。

〔２番荒尾典男君「経常損失がこの４年間かなり」と呼ぶ〕

はい。これはもうあくまで医療費ということでお考えいただいたらと思います。議員おっしゃるとおり、かなり医業収益が減っております。これに関しましては、実は当院といたしましても、かなり分析を進めております。21年から24年までの検対をとってただいま分析をさせていただいておりますが、現在わかっているところを御説明申し上げます。まず、23年、24年ベースで御説明いたしますと、入院単価が１人当たり744円下がっております。これは患者数が２万5,384人でございますので、概算でいいますと、差額収益というのが1,800万円ほどございます。次に、外来収益も１日の１人単価が287円下がっております。これでいいますと、外来の受診患者数が５万2,298名ということで1,500万円違います。合計しますと3,300万円ほど収益が減っているということになります。今度24年と実は21年ベースを考えてみますと、実は21年と24年ベースでは、入院の１日単価が1,338円違います。これは差益で考えますと、患者数に単純に掛け合わせればこのぐらいの医療費が下がっているのはわかりますので、掛け合わせますと3,396万3,792円という差額がございます。外来の１日単価の差額を見ますと、773円下がっております。これで外来の患者数に掛け合わせますと4,042万6,354円、つまり合計いたしますと7,400万円ほどの減収になっています。では、この理由は何かというところです。厚生常任委員会でも私たびたび御説明申し上げてるんですが、これが一つの参考になろうかと思います。まず、平成21年度、これに関しましては、整形専門医が２名、内科専門医が３名です。24年を考えますと、整形の専門医が１名、内科専門医が２名です。あとは、じゃ余り医師数は変わってないじゃないかというところがあると思いますが、実はリハビリテーション科の医師が内科を務めていただいたり、整形外科を務めていただいたというところがございます。もう一点、これは社会情勢の問題があります。かなり御高齢の方の入院が多くなってきてます。私どもが見ると、やはり医療必要度が低く、介護度が高いという患者さんが多い。１つの疾病に関して入院期間がどうしても長くなると、で平均単価は下がります。それともう一点、うちの先生たちはかなり頑張ってくれてます。これは稼働率にあらわれていると思います。看護師もかなり頑張って、今年度25年度に至ってはもう120を超えて入院待ちという状況が続いてますが、やはり医療必要度が低い、介護度が高い。前も説明させていただきましたが、やはり１つの病院、介護療養型のある病院が入院がとれなくなると、この医療圏がかなりがたつきます。というのは、例えば医療センターにしてみたら、出しどこがなくなると、出しどこがないということはどこかが受けなくてはいけないというところで、当院もかなり頑張って、療養型がございますので、入院させていただきましたが、かなり診療点数自体は低いです。逆に申し上げますと、介護療養型の病院のほうがそういった患者さんは診療点数が高いといった状況がありますが、この医療圏で考えますと、収容施設は足りません。もう一点、当院は医療療養

型がございます。医療療養型の場合は、やはり在宅もしくはそれなりの施設へ御紹介申し上げるということを努力しておりますが、やはり先ほど申し上げましたように、社会的要因と専門医の不足というのが一番の診療収益の差額とあらわれていると思います。

○議長（森本隆夫君）　２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　今入院単価が下がっていると言ってましたが、この10ページの入院収益見たら去年より上がってますね、これ。ほんで、外来は言われたとおり下がってますけど、入院収益の今言われたのは、7,000万円と言うてますけど、ここの部分では収益自体は上がってますね、これ。あとふえているのがやっぱり、ここで医療スタッフの充実により給与費で5,645万1,590円、5.1％増、経費は上がっている、売り上げが上がってますからわかるんですけど、こういうふうに赤字で、なおかつ人員がふやしていくというのは、普通民間では考えられないことなんで、これによって点数制度が変わっている、ポイントが上がるとか、７対１にしていくとかいろいろあると思うんですが、そういうふうな計画とかでやっていく気持ちがあるかどうか、リハビリを入れたりとか。そこら辺は病院経営のほうで、こういうふうなことを、これ採用に当たってはこれ町長の責任だと思うんですよ、この採用権持ってるのは。あとは院長先生とかと話をしながら、しっかり現場状況判断して決めているのか、どういうふうにしてこの人の採用というのを考えているかというのもちょっとお伺いしたいんです。町長にも後でお願いします。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　入院費は上がっているじゃないかということなんですが、これも決算報告のときに御説明申し上げましたが、前年度に比べ入院患者数が5.3％増加しました。つまりは稼働率を上げているということです。当院の場合は150床ございますが、150床を100％稼働するほどの人員はございません。これは看護配置の問題です。７対１なんかは到底無理です。10対１でも今現在ピーク130がピークだと思います。それと、医療スタッフを充実させているじゃないかというお話なんですが、実は県下13病院公立病院がございます。これを私どもは収益と経営状況を比べるに当たって、実は100床当たりの標準スタッフ数というのがあります。これは全国数値もあります。私、病院に赴任したときは、まず県下で最下位だったと思います。ということは、診療のレベルが低いということにほかなりません。これでまず他院の経営状況と比べるにはまずひどいと。当院の場合は例を挙げますと、臨床検査技師が、私行ったときは２名でした。この２名で救急対応もします。救急対応は大体１日二、三回が深夜です。多いときは20回以上呼び出されます。こういった中で、やはり診療体制というのは全国レベルとは言いませんが、それなりのレベルを維持するための僕は最低限必要なものだと思ってます。もう一点、看護部を充実させています。実は経営改善計画で増床計画というのはもう３年も４年も前に実は私つくってます。その中でじゃ何ができないのかというのは、診療報酬の加算点数というのがあるんです。この加算点数に関しては、まず看護部と地域医療連携室の充実を見ないと、これは加点できません。これは施設基準で近畿厚生局へ申請することになります。看護師数が満たされればとれるんかとじゃ、全くそうじゃなくて、必要研修をまず受け

る。その必要研修も国が定めた研修機関へ行って受けなさい。それも１日、２日の研修じゃないです。長期は40日を超える分もあります。そういったところをとって初めて加点ができます。私の試算なんですが、最低3,000万円から当院は１億2,000万円までの伸び幅があります。他院は頑張ってこれは過去20年でそれなりの研修をさせて、そのような施設基準をとってますが、当院はそれは行っていません。ですから、この３年間でかなり研修を受けてきて、実は25年度、今年度ですが、４つほど施設基準が新たにとれたというところで、ほんの少しずつですが、収益は上がっていくものと考えています。先ほど言いましたうちは救急告示病院です。救急告示病院でレントゲン、エックス線技師等、先ほど言いました臨床検査技師は呼び込みの体制になっています。これがほとんど毎日です。年間大体1,800件の時間外受診があります。それに対応するにはやはり必要人員を確保するというところで、まだ全国レベルまでは行ってませんが、その体制はとれてきたかなというところにあります。

○議長（森本隆夫君）　２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　ということは、これから少しずつ経営は改善されていくということですか、今言われてたように。この１億1,900万円というこれは今後次の年度には下げれる可能性があるのかどうか。やはり今みんな災害あってもみんな余りふやさないで一生懸命頑張っているところが多い中で、ここだけ赤字幅をふやしているというふうにしか見えないんで、今は。ほかの頑張っている人たちのほうも見たら、全然ふえてないと思うんですよ、スタッフのほうは。病院のとこで、病院で完璧にもしその人員を入れたらそれだけの収益を上げていくというのが僕普通だと思うんで、この前はまゆう行ったときは、はまゆうでは年間１億6,000万円の収益上げて、自分とこで病院を建てると。あと阪南市へ行ったときは、阪南市は１億5,000万円、指定管理になって１億3,000万円だけの交付税措置のお金で、あとは建物の分の半分を払っていくという状況で立て直しを図っていますが、これ那智勝浦町、今度新病院建てるとまた10億円また病院で、こっちの一般会計のほうでも18億円というお金が、その分また払わないといけなくなってきますから、そこら辺も考えたら、これにまたすごい加算額、赤字加算額が建てることによってふえてくるかどうかというのがいろいろ心配になってきますんで、そこら辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　まず、新病院の件に関しては室長からお答え願いたいと思いますが、まずスタッフをふやして収益が上がるかと。僕はそんなにすぐには上がらないと思います。まず、医療レベルを上げると、患者満足度を上げるということが僕は先決だと思ってます。これに伴って稼働率も上がって、稼働率が上がることによって、先ほど言いました施設基準が有効活用できるというふうに考えています。医療の現場でよく言われるのは、スタッフの少ない病院は行くなとよく言われてます。これは先ほど言いましたように、じゃみんな頑張ってる中で人をふやしてるじゃないかとおっしゃいますが、うちは先ほど言ったように、150床を100％回せる人員はまだございません。その中で稼働率を上げてやりくりをしていると。ですから、当院のような病院でも入退院数は150以上、まず200ぐらいは必要になってきます。こ

れは平均在院日数というすごく難しい課題がございますので、それを回すためにもやはりスタッフの増強というのは必要になります。

○議長（森本隆夫君）　総務課新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花　潔君）　お答えさせていただきます。

新病院の建設に当たりましては、先ほど議員言われましたように、町からの繰り出し、建設にかかって後でかかるお金もかなりのもんがかかるようになっております。そのために新しい病院においては、入院料等の加算をとれるような部屋の平米数を上げたりということを今考えておるところですが、確かにそれだけではなかなか難しいところはございますので、病院の経営のほうでも頑張っていただくというか、病院のほうの経営も含めて上げれるような形でやっていかないといけないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　言うてください。

２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　先ほど言ってた人事の採用は町長権限で、病院の院長先生とかも話しされてるかどうかというのを、どういうふうに経営のほうタッチされているか、決断しているかというのもお伺いしたい。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

私もスーパーマンでありませんので、病院経営については病院事務長、院長あたりにその方針を決定していただいているところです。今度の新院長についても優秀な院長で、その辺の病院の効率的な経営も十分に考えながら進めてきていただいていると。先ほど病院事務長も言ってましたように、この地域でほいだら医療のスタッフていうのがどれが適正なんかていうと、先ほども言ったように、10対１にするんか、13対１だったら余るんかてなるんですけれども、今まで10対１、ほかのところでは７対１というとこもありますけれども、それはスタッフの都合上、そういうのはなかなかとれないし、それだけの経営基盤を持ったあるわけでもないんで、10対１が妥当だと、その辺の中で事務長も言ってたように、130人を基準、150床あるんですけれども、130人の病床数の人数、患者数でやるというような形をとっておられると、それ以上入れるとマイナスになるということで。ほいで、病院の経営というのは、有名な先生がこう来たからといって、ある程度来てくれるかもわかりませんけれども、そういうのは効率性が悪いと思います。あくまでもこの地域に沿った病院経営をやるということが一番肝要かな。それはやはり満足度、病院の事務長が言うように、患者さんに対する満足度、それは最近は町立温泉病院についてもようなったんじゃないかという声も聞かれます。そのようにまで進歩してきたんかなと、このように思っています。採用については、私は一切、伺いで上がってきて、そのときのスタッフの、こういうスタッフが欲しいんだというときには、その理由を聞いて、それが妥当性があるんで、それじゃそれで１名増員したり、２名増員したりしたらどうですかというようなことは、その都度病院事務長のほうから伺いながら進めております。その結果に

ついては、採用点数の中でこの人が採用してよろしいかという伺いが来たときには、私はそれで決裁しているところでございます。

○議長（森本隆夫君）　２番荒尾君。

○２番（荒尾典男君）　今言われたように、事務長から聞いて、事務長判断一人に任すのか、院長にもちゃんとお伺い、話をして、相談しているかというのもすごい大事なとこなんですよ。もし事務長一人で考えているようでは、やっぱり院長とも話しして、話に参加しながら、聞きながら、両方の話を聞きながらやっていくべきではないかと思いますし、やっぱりこの経営と考えたときに、那智勝浦町自体にこれすごい金額で負担かかってきますから、自分が思いやる人数入れたらそんなけの。ほんで、この前からなんですけど、最近また少し悪なってるということも聞いてます。いっときはよかったらしいです。満足度が下がっているというのも聞いてますから、そこら辺もう少ししっかり上げていかないと売り上げも上がらないと思います。今の採用に当たっては、院長さんの意見も聞くべきだと思いますが、そこら辺はよろしく聞いて、いい病院経営につなげていってほしいと思ってます。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君）　採用に当たりましては、院長と町長のお話し合いというのはやられております。ただ、町長先ほど言われたのは、最終的に決裁が上がってくるというのは、その院長との会談の中でどのぐらいのスタッフが要るねというのは話し合ってから決裁を上げるようにはさせていただいております。

それと、最近ちょっと悪くなってきたねということなんですが、これに関してはまた肝に銘じて教育等はやっていきたいと思います。ただし、先ほどの、もう一点追加で、10対１にするかどうかという御質問があったと思うんですが――ああ、７対１、当院の場合は人員が確保できても、７対１基準のクリアは難しいと思います。大体18日の平均在院日数ということであります。まず不可能です。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　お尋ねします。

私、厚生常任委員会の委員長で、所管事務調査の中で病院の経営状況並びに診療体制については、逐次委員会ごとに病院事務長、あるいは次長ですか、のほうから報告を受けておりまして、まあまあ把握をしているつもりでございますが、この決算書、３ページの損益計算書を見ますと、だんだんだんだん当年度未処理欠損金というのはふえてくるんですね。去年は5,000万円、ことしは１億2,000万円ということで、もうだんだんふえてくる。これ新病院になると、恐らく余計ふえてくると思うんですよ。というのは、いろいろな経費も余計かかるであろうし、そういう中で心配になってくるんですね、町長。今のうちに無理してでもやはり欠損金が出てあるということを認めた上で、これ仕方ないんやから、ことしも予算では赤字予算も組んだほどですんでね。仕方ないんで、一般会計からの繰入金をふやしてでもこれを欠損金を減らしておいておくと、新病院をつくる前に、なるべく。どっちみち払わなならんお金ですん

で、そこらあたしの考えがないんかどうかね。例年１億9,500万円から6,000万円の繰り出しをしておるんで、一般会計から、もうそれずっと続けていくんやぞと、だけど診療体制は維持していくんだと、満足度も上げていくんだというそういう矛盾の中でずっと行くんか、そこらあたしは町長どうお考えですか。

○議長（森本隆夫君）　病院事務長八木君。

〔６番湊谷幸三君「事務長要らんわ、もう町長に聞きやるさかいにの。事務長には所管事務調査の時に聞けるさかの」と呼ぶ〕

〔病院事務長八木敦哉君「前段だけちょっと」と呼ぶ〕

〔６番湊谷幸三君「不節操なことしたない」と呼ぶ〕

○病院事務長（八木敦哉君）　少し御参考までに御説明をさせていただきます。県下13病院、実は24年度かなり全病院苦戦を強いられております。繰入金ということで御参考までに御報告申し上げますと、当院は３条、まず経営に係る分だけで御説明申し上げますと、１億9,542万9,000円ということが出ます。お隣の串本病院は３億7,263万3,000円の繰り入れで２億円の赤字というところになります。大きいところでは国保日高総合病院、繰り入れが６億6,100万円、約ですね、これで赤字額は３億3,000万円というところになっています。ただ、ほかの病院がこうだからいいとは僕は申しませんで、やはり25年度の当初の赤字予算を計上させていただいたときに、やはり見きわめたいと、どのぐらいのうちの規模の病院はどのぐらいの繰り入れが適正なのかというところを判断したいということを申し上げたと存じます。これをまず御参考までに御報告をさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　ほかの病院はともかくも、当病院については、赤字を減らすというのは原則、ただそれはもう病院の中の収支の中では消し切れていけないというのは、今数字の上でも議員おっしゃったとおりでございます。そういった意味で、5,000万円かな、去年余分に繰り出したり、そういうようなことも今後は考えて、できる限り新病院になるときには身軽な経営からのスタートになるような方法というのも、今後は考えていかなければならないかなとは考えております。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今町長おっしゃったように、やっぱり身軽になっておかないと、今度新病院になったら一気に経営が改善すると、収支が改善するということはあり得んのでね。というのは、いつも所管事務調査の中で、病院の収益が上がらないということは、専門医あるいは常勤医の不足やということを事務長から報告、説明も受けてありますんでね。新病院になってからといって劇的にその専門医や常勤医がふえるということはあり得ないんで、ひとつそこらあたしも考えて、新病院になっても旧病院の負債をひこずった中で経営していかなければならないというようなことのないように、もしも財政的に余裕があればやっぱり繰り出しておいておくと、病院のこの収支は黒にしておくと。そら今事務長の言ったように、どれだけの繰り出しが必要なんか、どれだけ一生懸命やっても赤字になるんかと、これは人知の及ばないところで

あるということであったとしても、やはりそういうふうな配慮は必要だと思いますんで、そういう配慮をしていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　議員おっしゃるように、できることはそういうふうな対処をしていきたいとは考えております。できる限り新病院の移行をする際にも医師の確保に努めて、俗に言う医師１名で１億円の売り上げというような、そういうような形も今後も考えながら新病院のほうに移行していきたいと考えます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑なしと認め、認定第13号及び認定第14号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　私は、24年度の一般会計決算について反対で討論をさせていただきます。

反対の根拠なんですけども、午前中に私質疑させていただきました町内市野々地区で行われました、担当課長の説明だと、町単独災害復旧工事なんですけども、現場を間近で皆さん見られた方でないとわからないと思いますので、結論だけ簡潔に申し上げさせていただきますと、災害復旧工事としては逸脱した工事ではないかというふうに思われます。といいますのも、課長おっしゃったように、確かに山がずってきたと、だからああいう大きく削ったと言うんですけども、私近隣のいろいろ問題点について要望を受けた方ですとか、自分なりに周辺のほかの住民ですとか、私、工事専門的なことはわかりませんので、町内の建設業者の方に御意見を伺ったところ、やはりちょっとようけ削り過ぎじゃないのかと、本当に災害を抑えるだけやったらもう少し少ない削り方でもよかったのではないか。万が一もっと、本来、今回のように大きく山を削るんでしたら、そういう慌てて町単の災害復旧ということでやるんではなくて、もっと地質等をよく調査して、県等の力もかりて、治山の事業だとか、そういったじっくりと時間をかけてやるべきだと、仮にもっと、今のようにたくさん削るんでしたら、どうもそうではないようじゃないかと。災害を抑えるだけじゃなくて、もっと別の目的も兼ねて削ったんじゃないかという、そういうあくまでも疑念ですけど、そういうのが感じられると。ただし、２日後に建設委員会でその辺詳細、担当課からまた求めるんで、ひょっとしたらそういう疑念も晴れるかもしれないんですけども、今の時点では私が住民の方から聞いた範囲では、非常に災害復旧事業からは逸脱した工事で、その分余計お金がかかり過ぎているんじゃないかという疑念が晴れませんので、その点を根拠に反対をしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

認定第１号について原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

認定第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第２号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第３号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第４号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第５号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第６号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第７号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第８号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第９号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第14号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１５　報告第１２号　健全化判断比率の報告について

○議長（森本隆夫君）　日程第15、報告第12号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　報告第12号について御説明申し上げます。

〔報告第12号朗読〕

記以下でございますが、健全化判断比率のうち実質赤字比率の算出において対象となる会計は、本町では一般会計、住宅宅地資金貸付事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸与事業費特別会計の普通会計を対象に、実質赤字額の合計額を標準財政規模で除したことにより健全化判断比率を算出するものです。

ただいま認定をいただきました平成24年度一般会計、他３つの特別会計の実質収支の合計は、黒字の１億3,258万6,000円となります。したがいまして、備考欄の１により、表上にはハイフンが配置されてございます。

括弧内の数字15.0％は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決による財政健全化計画、外部監査の要求が義務づけがなされます。

なお、参考までに、15％の赤字額とは、平成24年度の標準財政規模で算出しますと約７億5,000万円となります。

次の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた本町における全ての会計を対象に、実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、平成24年度における本町の連結実質赤字額はありませんので、実質赤字比率と同様、表上にはハイフンが記載されております。

なお、括弧内の数値20.0％は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の実質公債費比率は、元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかをあらわす指標として、現行の地方債制度において用いられている比率でございます。

連結実質赤字比率の算出において対象となった普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合等を対象に、公債費と公債費に準じた負担金、補助金等の経費により健全化判断比率を算出するもので、平成24年度における本町の実質公債費比率は5.5％で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値25.0％は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

次の将来負担比率は、全ての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクター等を対象に、地方債残高のほか、将来負担すべき実質的な負債等により健全化判断比率を算出するもので、平成24年度における本町の将来負担比率は22.9％で、早期健全化基準内となっております。

なお、括弧内の数値350.0％は、本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第12号についての報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１６　報告第１３号　公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（森本隆夫君）　日程第16、報告第13号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　報告第13号について御説明申し上げます。

〔報告第13号朗読〕

財政健全化法では、公営企業の経営健全化の観点から、資金不足比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、今回報告させていただくものです。

記以下ですが、資金不足比率の報告につきましては、本町では記載の水道事業会計、町立温泉病院事業会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の４つの会計が対象となってございます。

資金不足比率は、各会計単位の資金不足額が事業規模に対してどれだけの割合となっているかをあらわす比率で、基本的に資金不足額は、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法が適用される会計においては、貸借対照表の流動資産と流動負債を比較して、流動負債が多い場合、また簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の公営企業法が非適用の会計においては、繰上充用額が発生していることになります。平成24年度におきましては、全ての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため、健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20.0％と定められております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第13号についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

14時47分　散会